給付型奨学金制度
創設に向けた取り組みを報告

子ども文教

子ども文教常任委員会は、12月8日に開催され、陳情2件を審査した。その結果、陳情は全て趣旨了承と決定した。

また、給付型奨学金制度の創設に向けた取組状況（中間報告）について報告を受けた。

○給付型奨学金制度の創設に向けた取組状況について（中間報告）

〈市の説明〉

日本では、低所得世帯ほど大学などへの進学費用が重くのしかかっており、また、既存の奨学金の多くは貸与型であり、近年、不況などが原因で返済ができない利用者もいる状況にある。そのため、本市では、子どもたちの可能性を伸ばす環境構築に向け、返済を伴わない給付型の奨学金制度を創設する。

給付対象者については、①住民税非課税世帯の子ども、②生活保護受給世帯の子ども、③児童養護施設入所者――以上3つのいずれかに該当した上で、本市に1年以上住民登録があり、また、学校教育法に規定する大学、短期大学及び専修学校の専門課程（専門学校）を対象とする。なお、成績要件については、評定平均3・1以上とする。

給付額については、入学準備奨学資金として1回で上限30万円、また、学費奨学資金として月額6万円を上限として給付する。なお、大学生等が中途退学した場合は、以降の給付を打ち切り、中途退学した日以降に給付した分は返還請求をするが、在学中に給付した分は返還請求を行わない。

給付対象者の選考については、一次審査として、世帯状況の確認、本人の成績及び小論文、二次審査として面接を実施し、学業に対する意欲や世帯の状況を確認した上で選考していく。

給付対象者については、入学時から卒業時までフォローするため、藤沢型の支援として、福祉部及び子ども青少年部と連携して定期的に面談を実施し、状況に応じた相談及び助言を行う。

開始時期（案）については、平成29年度は、4月から6月までを募集期間とし、7月から11月までに一次及び二次選考を行い給付対象者を決定する。次に12月から翌年3月までの間に給付決定者に対して入学準備奨学資金を振り込み、その後、30年度には4月から6月の間に前期学費として6カ月分、7月から9月までの間に後期学費として6カ月分をそれぞれ年2回に分けて支払う予定で検討している。

今後については、国の動向にも充分に注視し、本市にふさわしい藤沢型の奨学金制度の検討を行っていく。

ビックカメラ南側に新設予定のエスカレーター（リニューアルイメージ）

ごみの特定処理品目
正しい分別の周知に努める

補正予算

補正予算常任委員会は、12月12日に開催され、議案1件を審査した。その結果、議案は可決すべきものと決定した。

○平成28年度藤沢市一般会計補正予算（第5号）

〈主な質問と答弁〉

質問　ごみの特定処理品目について、分別が必要な理由を周知することで、市民の理解が深まると考えるが、市の見解を聞きたい。

答弁　再資源化のためには、例えば、乾電池等は水銀を取り除く処理、また、スプレー缶は穴を開ける処理が必要であり、不燃物を処理する粉砕機の中には入れられないことから、特定処理品目としている。処理施設見学の際には、詳しく説明をしているが、今後一層の周知を図っていきたい。

質問　ボタン電池やスプレー缶が原因と考えられる火災が、今年度で3回発生している。12月からはボタン電池等が特定処理品目で出せるようになったが、さらなる周知の取り組みについて聞きたい。

答弁　自治会町内会にチラシを回覧するとともに、ホームページやごみアプリでの周知を行ったが、特定処理品目として分別をする理由とともに、市民に分かりやすく周知する必要があると認識しており、その方法を改めて検討していく。

質問　市役所通り線の改良工事において、現在街路樹が撤去されているが、緑の潤いは必要であると考える。市の見解を聞きたい。

答弁　本工事については、歩道の幅員を広げるものであり、街路樹は樹木を更新し各所にツリーサークルを設置し、線路側にはこれまであったような植栽の中に、また新たな植栽を配置していく予定である。

路上喫煙禁止区域
市内全駅周辺を指定

厚生環境

厚生環境常任委員会は、12月7日に開催され、陳情4件を審査した。その結果、陳情は全て趣旨不了承と決定した。

また、①藤沢市環境基本計画及び藤沢市地球温暖化対策実行計画の見直し（素案）②湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画（改訂案）③藤沢市一般廃棄物処理基本計画（素案）④藤沢市内全駅周辺路上喫煙禁止区域の指定――以上4件について報告を受けた。

○藤沢市内全駅周辺路上喫煙禁止区域の指定について

〈市の説明〉

本市では、藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例に基づき、これまで藤沢駅、湘南台駅、辻堂駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定してきた。

また、市内全駅の路上喫煙禁止区域への指定について検討を重ねる中、駅を利用する市民の意見や、藤沢市公共施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドラインが定められたことなどを踏まえ、藤沢市内全駅周辺を新たに路上喫煙禁止区域に指定することとした。

指定日は、平成29年2月1日とする。

周知方法としては、広報ふじさわへの掲載等を初め、周辺自治会・町内会等へのチラシの回覧や、路上喫煙禁止区域内での表示板の設置、路面標示シートの張りつけ、リーフレットの配布、ポスター掲示等を行う予定でいる。

現在、路上喫煙禁止指定区域については、きれいで住みよい環境づくり巡回指導員により、条例の周知、啓発や、路上喫煙、ポイ捨て等の行為に対する注意及び指導を行っているが、新たに指定する駅周辺においても指導員による巡回指導を行う予定である。

また、指定日の29年2月1日には、小田急線の長後駅、鵠沼海岸駅、片瀬江ノ島駅の3駅において、関係機関や地域の方に協力を呼びかけ、駅前周辺でキャンペーンを実施し、一層の周知を図っていく。

指定日以降については、市民や地元自治会・商店会からの意見や、巡回指導員の指導業務実績なども踏まえて検証を行っていく。

喫煙所の場所を案内する巡回指導員

質問　路上喫煙禁止指定区域内の私有地に設置された灰皿の取り扱いについて、市の考え方を聞きたい。

答弁　タバコ屋の前など、私有地に配置されている灰皿については条例の適用除外ではあるが、受動喫煙防止の観点から、奥まったところへ移動してもらうなどの協力を依頼している。

藤沢駅周辺地区再整備事業
進捗状況を報告
―藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会―

藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会は、10月26日に開催され、藤沢都心部再生及び公共施設の再整備について審査した。

この日の委員会では、藤沢駅周辺地区再整備事業の進捗状況（報告）、藤沢市新庁舎建設事業の進捗状況（報告）、藤沢公民館・労働会館等複合施設建設事業の進捗状況（報告）、藤沢市藤が岡二丁目地区再整備事業（報告）及び第2次藤沢市公共施設再整備プラン（素案）（報告）について審査を行った。

○藤沢駅周辺地区再整備事業の進捗状況について（報告）

〈市の説明〉

本事業における北口デッキのリニューアルについては、平成27年度に予備設計を実施し、28年度は発注に向けた詳細設計を進めている。

リニューアルに伴う昇降施設・スロープについては、デッキ中央からバス乗り場へ降りる位置及び藤沢村岡線南側の歩道の位置にエレベーターを新設し、また、ビックカメラ南側に、上下線各1人乗り用のエスカレーターを新設するなどの整備を行う。

整備スケジュールについては、27年度に予備設計を行った結果、工事期間が3カ年必要と算出されたため、これまでの29及び30年度の2カ年としていた整備予定を29から31年度へと変更する。

概算総事業費は約30億円となり、その内訳としては、デッキ本体のリニューアルや補修などにかかわる費用として約22億円、また、エレベーター、エスカレーターなどの費用として約8億円を見込んでいる。なお、詳細設計の中で引き続き精査をし、また、特定財源の確保などに努めていく。

一方で、整備後のにぎわい・交流の創出、魅力づくりが重要であり、エリア内の事業者、地権者及び住民などによるマルチパートナーシップを踏まえた町の運営や魅力づくりの導入について検討し、31年度中のスタートを目指している。また、さいか屋前の特殊街路では、29及び30年度の2カ年で、活用方法などについて実験的に取り組みを行えるよう今後調整していく。

新・行財政改革実行プラン
平成28年度進捗状況を報告
―行政改革等特別委員会―

行政改革等特別委員会は、11月16日に開催され、藤沢市行財政改革の推進について審査した。

この日の委員会では、「新・行財政改革実行プラン」平成28年度進捗状況（報告）、「藤沢市（仮称）行財政改革2020基本方針（素案）」について審査を行った。

○「新・行財政改革実行プラン」平成28年度進捗状況について

〈市の説明〉

新・行財政改革では、事務事業の効率的な運営による財政支出の抑制や積極的な収入確保と、市民サービスの質的向上を目指している。

その取り組み状況や成果について、①市民の視点②財務の視点③組織と人材活用の視点④現場起点の視点――以上4つの改革の視点から設定し、指標として示した。

全庁課題については、取り組みを通じ、行財政改革に対する職員の共通理解を深め、意識改革を図っていくために、①接遇の向上②5S（整理・整頓・清掃・清潔・作法）運動の推進③コスト削減の徹底④内部統制・法令遵守の徹底――以上4点を設定している。

また、職員の不祥事や不適切な事務執行が発覚するなどの事態を受け、全庁的な取り組みとして、「業務記述書兼リスク管理表」を再点検した。

その結果、51の事務については記載が不十分であり、悪意による不正行為に対するリスクが想定されていない、またはそのリスクに対する防止策が業務手順に組み込まれていなかったことが判明した。

これらの51の事務については、二重チェック・三重チェックが的確に機能するよう業務手順を見直すとともに、「業務記述書兼リスク管理表」を再整備し、それらの内容を所属職員に周知徹底している。

個別課題については、平成25年度は35課題でスタートし、26年度は26課題、27年度は19課題、今年度は15課題に整理し、取り組んでいる。

各個別課題の進捗や状況の変化等に合わせて、各項目の記載内容を精査し、必要に応じて、その更新を行っている。